

**第48回全国高等学校総合文化祭ウェブサイト制作及び管理等
業務委託プロポーザル募集要項**

令和4年9月5日

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会

目 次

| | | |
|-----|-------------------------------|---|
| 第 1 | 募集の内容 | 1 |
| 1 | 委託業務名 | |
| 2 | 業務内容等 | |
| 3 | 委託業務期間 | |
| 4 | 委託費の上限 | |
| 第 2 | プロポーザルに係る事項 | 1 |
| 1 | プロポーザル参加の要件 | |
| 2 | プロポーザルの手続き等 | |
| 第 3 | 評価に係る事項 | 5 |
| 1 | 評価方法 | |
| 2 | プロポーザル評価会議 | |
| 3 | 評価項目及び評価基準 | |
| 4 | 事業者の選定方法 | |
| 5 | 提案者が 1 者またはない場合の取扱い | |
| 6 | 評価結果の通知及び公表 | |
| 第 4 | 契約の締結 | 6 |
| 1 | 契約方法 | |
| 2 | 契約保証金 | |
| 第 5 | 業務の適正な実施に関する事項 | 7 |
| 1 | 業務の一括再委託の禁止 | |
| 2 | 個人情報保護 | |
| 3 | 守秘義務 | |
| 第 6 | 業務の継続が困難となった場合の措置について | 7 |
| 1 | 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合 | |
| 2 | その他の事由により業務の継続が困難となった場合 | |
| 第 7 | その他 | 7 |
| 第 8 | 問い合わせ先及び各種書類の提出先 | 8 |
| 別表 | プロポーザル評価項目及び評価基準 | 9 |

第48回全国高等学校総合文化祭ウェブサイト制作及び管理等業務委託 プロポーザル募集要項

全国高等学校総合文化祭は、高校生の創造活動の向上や相互交流を深めることを目的に、各都道府県代表高校生による芸術文化活動を発表する全国大会（文化部のインターハイ）であり、毎年開催されている。岐阜県開催は昭和59年度（第8回大会）以来2回目となる。

令和6年度に岐阜県で開催される第48回全国高等学校総合文化祭（清流の国ぎふ総文2024といい、以下「本文化祭」という。）への県民の関心や認知度を高め、県民総参加での盛り上げや全国から参加される高校生の来県意欲の高揚を図るため、本文化祭の魅力あふれるウェブサイトを作成し、高校生をはじめとした、国内外老若男女問わず全ての方々に向けた情報発信を目指すものである。

第1 募集の内容

1 委託業務名

第48回全国高等学校総合文化祭ウェブサイト制作及び管理等業務委託

2 業務内容等

別紙仕様書のとおり

3 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日までの間

4 委託費の上限

3,419,570円（消費税及び地方消費税を含む。）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、以下の(1)から(9)までの条件を満たすものとする。

- (1) 評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

- ① 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 199 条第 1 項もしくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 評価会議の日において、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (9) 県税等の租税公課について未納の徴収金（執行猶予に係るものを除く。）がないこと。

2 プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

| 項 目 | 日 程 |
|-----------------|--|
| ア 募集要項等の公表・配布 | 令和 4 年 9 月 5 日（月） ～ 令和 4 年 9 月 26 日（月） |
| イ 募集要項等に関する質問受付 | 令和 4 年 9 月 5 日（月） ～ 令和 4 年 9 月 26 日（月） |
| ウ プロポーザル参加申込受付 | 令和 4 年 9 月 5 日（月） ～ 令和 4 年 9 月 26 日（月） |
| エ 企画提案書受付期間 | 令和 4 年 9 月 5 日（月） ～ 令和 4 年 10 月 3 日（月） |
| オ プロポーザル評価会議 | 令和 4 年 10 月 11 日（火）（予定） |
| カ 評価結果の通知・公表 | 令和 4 年 10 月中旬 |

(2) 募集要項等の公表・配布

- ① 配布日時 令和 4 年 9 月 5 日（月）～令和 4 年 9 月 26 日（月）
午前 9 時～午後 5 時（閉庁日を除く）
- ② 配布場所 第 4 8 回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局
（岐阜県県民文化局文化伝承課内）
〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
※募集要項等は、岐阜県庁ホームページ内の以下のページ（以下、「県ホームページ」という。）にも掲示します。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/146632.html>

(3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 質問書受付期間

令和4年9月5日(月)～令和4年9月26日(月)正午まで

なお、説明会は開催しません。

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書(様式1)を第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局(岐阜県県民文化局文化伝承課内)宛てに郵送、ファックス又は電子メールにファイルを添付し提出してください。

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局
(岐阜県県民文化局文化伝承課内)

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 Fax:058-278-2824

電子メールアドレス c11148@pref.gifu.lg.jp

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、県ホームページ上にて公開します。

(4) プロポーザル参加申込受付

① 受付期間

令和4年9月5日(月)～令和4年9月26日(月)まで

② 提出書類

参加申込書(様式2)

③ 提出方法

- ・第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局(岐阜県県民文化局文化伝承課内)宛てに持参又は郵送により提出してください。
- ・持参による受付は、閉庁日を除く午前9時～午後5時です。
- ・郵送の場合も、**令和4年9月26日(月)必着**となります。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達されたことが証明できる方法とし、第8に記載の問い合わせ先に到着確認の電話を行ってください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 受付期間

令和4年9月5日(月)～令和4年10月3日(月)まで

② 提出書類

原則として日本産業規格A4型とする。

- 1 企画提案書(様式3-1、3-2)
- 2 法人等概要書(様式4)
- 3 社会的課題への取り組み(様式5)
- 4 過去の実績を示す事例(任意様式)
- 5 見積書(任意様式)
- 6 誓約書(様式6)

7 その他、企画提案内容の説明に必要な資料

③ 提出部数

10部（原本1部、副本9部）

④ 提出方法

- ・第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局（岐阜県県民文化局文化伝承課内）宛てに持参又は郵送により提出してください。
- ・持参による受付は、閉庁日を除く午前9時～午後5時です。（最終日は正午まで）
- ・郵送の場合も、令和4年10月3日（月）必着となります。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達されたことが証明できる方法とし、第8に記載の問い合わせ先に到着確認の電話を行ってください。

⑤ 注意事項

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

（6）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

（ア）提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

（イ）提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

（ウ）本業務にかかるプロポーザル評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

（エ）他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

（オ）事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

（カ）評価の公平性に影響を与える行為があった場合

（キ）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

（ク）募集要項に違反すると認められる場合

（ケ）その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

④ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑤ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提出者

の負担とします。

⑥ その他

(ア) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

(イ) 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

(ウ) 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式7）を第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局（岐阜県県民文化局文化伝承課内）宛てに持参又は郵送により申し出てください。

※郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達されたことが証明できる方法とし、第8に記載の問い合わせ先に到着確認の電話を行ってください。

(エ) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、期限内に企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなします。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局（以下、「実行委員会」という。）が別に定める構成員により組織された『第48回全国高等学校総合文化祭ウェブサイト制作及び管理等業務委託プロポーザル評価会議』が行います。

なお、委託者の選定に当たっては、評価項目及び評価基準（別表）に基づき、提出書類の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し選定します。

2 プロポーザル評価会議

(1) 開催日時：令和4年10月11日（火）（予定）

(2) 開催場所：岐阜県シンクタンク庁舎1階 1-1会議室（予定）

(3) 提案説明：プレゼンテーション 10分間以内
評価会議構成員からの質疑 10分間程度

(4) 注意事項：

- ・開催日時及び開催場所、各参加者の開始時刻は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり2名までとします。
- ・受付期間内に提出した資料以外に、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。受付期間内に提出

した資料のみで、プレゼンテーションを実施してください。

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはありません。
- ・後日通知で指定する時刻に遅れた場合は、評価会議への参加を認めません。

3 評価項目及び評価基準

別表のとおりとします。

4 事業者の選定方法

別表の評価基準に沿って評価点を算出し、総評価点（各構成員の評価点の合計）が基準点（各構成員の配点の合計値の6割）を満たしており、かつ、総順位点（各評価会議構成員の順位点の合計）が最も高い提案者1名を最優秀提案者として選定します。なお、順位点は、評価点の高い順から付し（1位10点、2位5点、3位1点、4位以下0点）、各構成員の順位点の合計を総順位点とします。

総順位点が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を最優秀提案者とします。総順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きのうえ、最優秀提案者を決定します。

5 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合や提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

6 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、以下の項目について県ホームページ上で公表します。

- ①最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び総評価点
- ②全提案者の名称（申込順）
- ③全提案者の総評価点（得点順）（ただし、応募者が2者の場合には公表しません。）
- ④最優秀提案者の選定理由
- ⑤評価会議構成員の氏名
- ⑥最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

第4 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者を契約候補者として、委託業務に係る仕様について実行委員会と協議して確定させたいうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と実行委員会との協議により最終的に決定します。

なお、選定した契約候補者と実行委員会との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い応募者と協議を行います。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第 114 条第 2 号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第 5 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

2 個人情報保護

受託者が、本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第 6 業務の継続が困難となった場合の措置について

実行委員会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会は契約の取消しができます。この場合、実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第 7 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 (岐阜県庁 6階)

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局

(岐阜県県民文化局文化伝承課内)

Tel. : 058-272-8257

Fax : 058-278-2824

電子メールアドレス : c11148@pref.gifu.lg.jp

別表

プロポーザル評価項目及び評価基準

各構成員は、以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点する。
 なお、各構成員の配点の合計値（100点×構成員数）の6割を基準点とし、総評価点が基準点を満たさない提案者は選定対象としない。

| 評価項目 | | | 評価基準点 | | | | |
|----------------------------|-------------|--|--------------|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 1 事業実施体制・運営にかかる評価 | | | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る |
| 1 | 事業実施体制・運営 | 仕様書に基づき、委託業務の趣旨、目的を正しく理解しているか。 | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |
| 2 | | 実施体制、スケジュールは、現実的かつ効果的であるか。 | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |
| 3 | | 過去の実績から、受託能力があり、その知識、経験、ノウハウ等を本業務に十分生かせることが期待できるか。 | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |
| 4 | | 事業費の積算は妥当か。 | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |
| 小 計 | | | 20点満点 | | | | |
| 2 業務の企画内容にかかる評価 | | | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る |
| 1 | 全体コンセプト | 本文化祭の特色や魅力を反映したデザインとなっているか。 | 15点 | 12点 | 9点 | 6点 | 3点 |
| 2 | | 本文化祭への参加、本県への誘客に繋がるデザインか。 | 15点 | 12点 | 9点 | 6点 | 3点 |
| 3 | | 障がい者等、誰もが支障なく利用できるよう、アクセシビリティ・ユーザビリティに配慮しているか。 | 15点 | 12点 | 9点 | 6点 | 3点 |
| 4 | | スマートフォンやタブレット端末で閲覧する場合も、見やすく、使いやすいか。 | 10点 | 8点 | 6点 | 4点 | 2点 |
| 5 | システム運用 | サーバの仕様やセキュリティ対策が十分か。 | 10点 | 8点 | 6点 | 4点 | 2点 |
| 6 | | 専門知識が無い職員でもHPの更新が容易な仕組みとなっているか。 | 10点 | 8点 | 6点 | 4点 | 2点 |
| 小 計 | | | 75点満点 | | | | |
| 3 社会的課題への取り組みに関する評価 | | | 非常に優秀 | 優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る |
| 1 | 社会的課題への取り組み | 「仕事と家庭の両立支援」(2点)、「障がい者雇用」(2点)、「若者の採用・育成」(1点)といった社会的課題の解決に積極的に取り組んでいるか。 | 5点 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |
| 小 計 | | | 5点満点 | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |